

防音サッシ工事について

百里飛行場の民間共用化にあたり航空機騒音を軽減するため、個人が行う防音サッシの設置工事に対し助成を行っております。対象者で希望される方は、次の内容で助成を受けることができます。

工事の対象となる住宅

《以下の対象地域内に住宅を所有していること》

1. 告示後住宅

防衛施設周辺の環境の整備等に関する法律第4条に規定する第1種区域（Lden62以上）内において、平成元年6月30日防衛施設庁告示第8号による告示の後に新築された住宅。（今後、新築される住宅を含む。）

2. 県環境基準地域内住宅

平成3年3月28日茨城県告示第398号により茨城県知事が指定した航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域（上記「1」の対象区域を除く。）内に存する住宅。（今後、新築される住宅を含む。）

工事の内容

《以下の内容を満たす工事を行うこと》

1. 主に生活している空間（居間、客間、寝室等）のうち最低1部屋以上、外部開口部（窓）を改善すること。
2. JIS規格でT-1等級以上の遮音性能（騒音低減効果）を有し、試験成績書又は製品出荷証明書等により騒音低減効果が証明される防音サッシを設置すること。
3. ガラス及び可動障子の交換工事を実施する場合、必ず気密性能を有した製品等も同時に設置し、防音サッシの気密性及び遮音性の向上を図ること。

※T-1等級とは、JIS基準で定める屋内・外への音の出入りをどの程度遮音できるかを示す性能のことです。

補助金の対象となる工事

- 防音ガラス交換工事
- サッシ交換（窓枠含む）工事
- 内窓設置工事
- 遮音性及び気密性の向上に係る工事
- 上記工事に係る付帯工事 等

注意：申請者は、防音サッシの施工方法を自由に選択できますが、メーカーからの製品出荷証明書、試験成績書等が発行される工事を実施してください。

補助金の額

◎告示後住宅

防音サッシ工事に要する経費として、10万円を限度に補助金を交付します。ただし、工事に要する経費が10万円に満たない場合、所要経費の全額を補助金として交付します。

◎県環境基準地域内住宅

防音サッシ工事に要する経費が10万円を超える場合、5万円を限度として補助金を交付します。ただし、工事に要する経費が10万円に満たない場合、所要経費の1／2を限度として補助金を交付します。

工事の手続き・申し込み

（１）補助金の申込み

防音サッシ工事を希望する方は、補助金交付申請書を小美玉市に提出していただきます。なお、申請書には次の書類を添付する必要があります。

- 住宅所有者であることの証明書※（建物評価証明書、建物の登記事項証明書等国または小美玉市が発行するもの）
- 申請地で居住していることの証明書（住民票の写し※）
- 工事概要書
- 使用材料一覧表（製造所及び型番等記載のもの）
- 工事見積書 等

※新築などの理由により居宅の引渡しを受けた後に住所変更を行う方は、申込み時には建築確認済証の写しを添付してください。その場合、住宅所有者であることの証明書、住民票の写しは、完了報告書に必ず添付してください。

(2) 工事の実施

申請書を小美玉市に提出すると、小美玉市は内容を審査のうえ、補助金の交付を決定した旨通知します。

この交付決定通知に示された工期、工事費その他の条件及び設計図書等に基づき、申請者が選定した施工業者と工事請負契約を締結して工事を行うことになります。

(3) 工事の完了

工事が完了すると、申請者と施工業者とで完成検査を行い、工事完了報告書を提出していただきます。

その後、小美玉市が補助金交付決定の内容に適しているかどうか、必要に応じて現地確認を行い、補助金の額を確定します。なお、完了報告書には次の書類を添付する必要があります。

- 工事工程写真
- 工事完成確認書
- 工事に係る領収書の写し
- 防音サッシの製品出荷証明書等の写し 等

※申込み時に以下の書類を提出していない場合は、完了報告書に必ず添付してください。

- 住宅所有者であることの証明書（建物評価証明書、建物の登記事項証明書等の国または小美玉市が発行するもの）
- 申請地で居住していることの証明書（住民票の写し）

(4) 補助金の請求と支払い

補助金の額の確定後、申請者は小美玉市に対して補助金の交付請求を行い、小美玉市から補助金の支払いを受けることになります。

※小美玉市から助成される補助金のうち、1 / 2は茨城県から助成されております。

工事完了後における注意事項

- 防音サッシ工事を行った住宅は、補助金の交付の目的に従って善良な管理と効率的な使用を心がけてください。
- 防音サッシ工事を行った住宅は、小美玉市の承認を得ないで解体、譲渡又は担保等にはすることはできません。
- 解体、譲渡等を行う場合は所要の手続きが必要となりますので、事前に小美玉市都市建設部基地・空港対策課に相談して下さい。

問合せ先

- 小美玉市役所都市建設部 基地・空港対策課 空港対策係
TEL 0299-48-1111 内線2141

事業区域図

【小川地区】

0 1000 2000
この地図は建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行5万分の地形図を複製したものである。承認番号 平10開複第 755

美野里地区

② Lden57~62の区域
補助上限額：5万円

① Lden62以上の区域
補助上限額：10万円

玉里地区

行方市

鉾田市

記号

トンネル
コニニニ 幅員13.0m以上の道路
〰〰〰 幅員5.5~13.0mの道路
〰〰〰 幅員3.0~5.5mの道路
〰〰〰 幅員1.5~3.0mの道路

○ 市役所
○ 東京都の区役所
○ 町・村役場
○ 指定都市の区役所
⊗ 警察署

⊕ 病院
⊕ 神社
⊕ 寺院
⊕ 高塔